

令和6年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 日 6月3日（月曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
金 子 浩 二 君	6
橋 本 和 之 君	14
大 谷 純 一 君	21
○次会日程の報告	29
○散会の宣告	29
散 会（午前11時12分）	29

第 2 日 6月4日（火曜日）

○議事日程	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した者の職氏名	32
開 議（午前 9時00分）	33
○開議の宣告	33
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	33

○報告第1号の上程、説明、報告	3 4
○報告第2号の上程、説明、報告	3 4
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○次会日程の報告	5 2
○散会の宣告	5 2
散 会 (午前10時18分)	5 3

第 5 日 6月7日(金曜日)

○議事日程	5 5
○出席議員	5 5
○欠席議員	5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 5
○職務のため出席した者の職氏名	5 6
開 議 (午前 9時00分)	5 7
○開議の宣告	5 7
○閉会中の継続調査の申し出	5 7
○町長挨拶	5 7
○閉会の宣告	5 9
閉 会 (午前 9時11分)	5 9

千代田町告示第75号

令和6年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月28日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和6年6月3日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（11名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	巻	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	10 番	柿	沼	英	己	君
11 番	森		雅	哉	君						

○不応招議員（なし）

令和6年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年6月3日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1 番	畑	中	弘	司	君	2 番	茂	木	琴	絵	君
3 番	金	子	浩	二	君	4 番	橋	本	博	之	君
5 番	原	口		剛	君	6 番	大	澤	成	樹	君
7 番	酒	巻	広	明	君	8 番	橋	本	和	之	君
9 番	大	谷	純	一	君	10 番	柿	沼	英	己	君
11 番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君					
副	町	長	宗	川	正	樹	君				
教	育	長	田	島	育	子	君				
総	務	課	長	荻	野	俊	行	君			
総	合	政	策	課	長	須	永	洋	子	君	
会	計	管	理	者	兼						
税	務	会	計	課	長	茂	木	久	史	君	
住	民	生	活	課	長	高	田	充	之	君	
保	健	福	祉	課	長	久	保	田	新	一	君

産業振興課長兼
農業委員会長
事務局長

大谷英希君

建設下水道課長

坂部三男君

都市整備課長

大川智之君

教育委員会
事務局長

森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

下山智徳

書 記

池上大貴

書 記

鈴木貴士

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（森 雅哉君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、報告2件、規約変更1件、条例改正1件、補正予算3件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和6年2月分から3月分までが監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 原 口 議員

6番 大 澤 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（森 雅哉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から7日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から7日までの5日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（森 雅哉君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、金子浩二議員の登壇を許可いたします。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号3番、金子浩二です。議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

改選後初の定例会です。そのトップバッターとして、私個人の意見、個人の考えだけではなく、町民の意見を町民の目線でしっかりと一般質問を行いたいと思います。

初めに、リトリートについてです。令和6年3月5日の上毛新聞朝刊で、本町の観光計画のリトリート推進事業が県内で初めて採択されたと1面に掲載されました。くしくも3月5日は、私たちの選挙の告示の日です。私の選挙事務所では、千代田のことが新聞に出ていたけれども、リトリートって何だいと話題に上っておりました。そこで、町民の方々に、リトリートについて理解をしてもらうために一般質問で聞いてみようと思います。

リトリートとは、数日間、ふだん過ごしている場所から離れて、日常の煩わしさから解放され、心と体の赴くままにゆったり過ごす休暇の過ごし方となります。温泉地に比べて宿泊型の観光機会が少ない東毛地域でのリトリートの可能性を探るとありました。特に本町では、ハードルの高い事業ではないかと思いますが、そこで、どのような事業でリトリートが採択されたのか教えていただければと思います。総合政策課の須永課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

本町では、観光誘客及び観光産業の活性化を推進するため、忙しい日常を離れ、心と体を癒やしてもらう滞在型の観光地づくりに取り組むことといたしました。大きく分けますと、ロケーションを生かした宿泊拠点の創出、寺社活用プロジェクト、周遊性の向上、地域住民の受入れ体制構築の4分野となります。

まず、ロケーションを生かした宿泊拠点の創出では、キャンプ場の誘致を目指しています。千代田町は、都心から近く、のどかで開放的な田園風景が広がる平地は、静かにのんびり過ごすには最適です。また、ジョイフル本田などの商業施設もあるため、気軽にアウトドアやバーベキューを満喫したい人をターゲットにできると考えています。

次に、寺社活用プロジェクトでは、寺社のロケーションを活用したイベント事業を実施し、滞在時間の延長、寺社周辺への人の流れ創出に取り組めます。具体的には、光恩寺敷地内の竹林整備やタケノコ狩りなどの体験コンテンツを展開していきたいと考えております。

3つ目の周遊性の向上では、既存資源を巡る周遊ツアーの造成や自転車周遊ルートの整備とマップ

の作成、特産品の開発やカフェ等の誘致活動を行います。多くの観光資源を見てもらい、滞在時間を増やしてもらうため、周遊しやすい環境やスポットを整備するものです。

最後の地域住民の受入れ体制構築では、観光客の満足度向上及び地域活性化の持続性を保つため、観光客受入れの地域住民の機運醸成に取り組みます。ここ千代田町は、地元では観光地としての認識が薄いことから、地域のよさを再認識していただけるようなイベントを実施したり、地域住民向けのワークショップを開催するなど人材育成にも取り組む予定です。

以上の4分野ですが、町の特徴に合ったスタイルを模索していけたらと思っております。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 先ほどの答弁もありましたが、4つの事業があるとお聞きします。本年度から5か年で利根川沿いの立地を生かした、ロケーションを生かしたキャンプ場なども整備するという計画であると思いますが、予算も2027年までに2億5,000万を見込んでいるとなっております。

そこで、今年度はどのような取り組みを行っていくのでしょうか。須永総合政策課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、昨年度からの繰越事業として、光恩寺の竹林遊歩道整備を行いました。先日実施した観光バスツアーでは、参加者にこの竹林を散策していただき、きれいで歩きやすかったなどの声をいただいております。

また、令和5年1月に開業した町内唯一の宿泊施設である宝林寺の宿坊「TEMPLE STAY ZENSO」の協力の下で行う宿泊者ニーズの抽出について、昨年度に引き続き行っています。実際に本町に宿泊された方の属性等を分析することで、今後の事業のターゲットを見定めることにつながると考えております。そのほかには、自転車周遊観光の事業化検討、周遊マップ作成の準備に取り組もうと考えています。

宿泊拠点の整備については、まずは候補地の選定と、都市整備課と連携しながら企業の誘致活動を行っていく予定です。

なお、このリトリート事業ですが、令和10年度までに行っていく予定となっております。3月末に6か年計画に変更されておりますので、よろしくお願いいたします。長期計画であり、また多岐にわたる事業ですので、時世などの状況により事業内容に変更が生じることも想定されますが、関係各所と相談しながら柔軟に進めてまいります。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） このリトリートの事業ですが、本県また東毛地域での新たな観光先進地、地域ぐるみで観光先進地になると思いますが、本町にもたらされる効果はどのようなことを見込んでおりますか。須永課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

この千代田町には、魅力的な地域資源や貴重な文化財が多数存在するにもかかわらず、観光資源としてあまり周遊的な活用がなされていませんでした。また、滞在拠点については、「TEMPLE STAY ZENSO」のほかには商品化されている周遊型体験コンテンツが少ないため、町内滞在の長時間化や消費拡大には結びついていないと考えます。キャンプ場の誘致に成功すれば、観光客や来訪者が増加することによって、その方たちが宿泊や飲食、地域の施設の利用などに関わることで、地域全体の集客が増加します。

また、キャンプ場は町民の皆様も利用ができますし、更には地域での新たな雇用機会の創出にもつながると考えております。宿泊施設の運営や管理、関連するサービス業務など、地域住民への雇用機会が生まれることで地域経済活性化にもなります。本事業によって、観光客に千代田町に長く滞在していただき、より多くのお金を地域に落としてもらうことを目指すとともに、本町における観光の産業化を図ることで、新たなにぎわいの創出、地域経済の活性化、移住促進等の課題解決につなげていきたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 須永課長、ありがとうございます。ぜひとも現代のこの忙しい社会から離れて、自分自身に向き合い、心からリラックスできる場所、都会では経験できない本町ならではの、夏場の灼熱の利根川でマリンスポーツを楽しんでもらって、夜は虫やカエルのハーモニーを聞いていただく。冬は芯から冷える空っ風を体験してもらうなど、本町独自の四季折々、様々な方法を模索して、日々の疲れやストレスから離れ、新たな視点を得るため、自己探求の成長の旅に参加できるようサポートしていただき、ぜひ本町をリトリートの聖地として目指して頑張っていただけたらと思います。

次の質問に移ります。本町の奨励金について質問いたします。本町では、町または郡、県を代表して大会等に出場する個人、団体選手の経費負担の軽減のため、派遣費の援助を行っていますとホームページにあります。毎年どのくらい本町から頑張っている選手に対して派遣費用の援助を行っているのか、人数や金額、実績などを教えていただければと思います。教育委員会の田島教育長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 改めまして、よろしくお願いいたします。それでは、ご質問にお答えします。

本町では、町内に住居を有している方が各種スポーツ競技の個人または団体の選手として予選会を勝ち抜き、町、郡、県、国等を代表して大会等に出場する際、出場に係る費用負担の軽減を図るために、千代田町スポーツ選手派遣費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しております。要綱では、対象となる大会を県大会、関東大会、全国大会、国際大会、オリンピック・パラリンピックと定めて、

参加対象者を小中学生、高校生、一般として、競技区分を個人での出場と団体での出場に分け、補助金の額も細分化して明記しております。

補助金額は、出場する大会によって変わりますが、例えば個人で関東大会に出場した場合は1万円、全国大会では2万円、国際大会は5万円、オリンピックは10万円です。補助金交付要綱につきましては、平成30年4月1日に施行され、それ以前は派遣援助基準により経費を援助しておりました。基準から要綱に更新された際に、金額の変更はありましたが、これまでの実績につきまして、平成26年度から令和5年度までの10年分をお伝えいたします。

なお、人数につきましては、お一人の選手、1つの団体が複数回にわたって受けている場合があるために、延べという言葉を使って申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、平成26年度は、延べ40名の選手と2団体に47万6,000円。平成27年度は、延べ18名の選手と4団体に37万9,500円。平成28年度は、延べ14名の選手と2団体に26万円。平成29年度は、延べ20名の選手と7団体に55万1,000円。平成30年度は、延べ13名の選手と5団体に35万500円。令和元年度は、延べ9名の選手と4団体に16万5,000円。令和2年度は、延べ4名の選手と1団体に7万5,000円。令和3年度は、延べ5名の選手と1団体に10万5,000円。令和4年度は、延べ24名の選手と3団体に38万8,000円。令和5年度は、延べ21名の選手と6団体に34万3,000円。10年間を合計しますと、延べ168名の選手と35団体に309万3,000円を補助いたしました。

主な競技種目につきましては、個人ですとレスリング、ボート、カヌー、バウンドテニス、ボクシング、剣道などで、全国大会以上に出場しております。団体ですと、本町出身者がメンバーの一員として野球、サッカー、バスケットボール、ダンスなどで全国大会以上に出場しております。年度末の表彰式に参加させていただいているのですけれども、本当に多くの方が本当に活躍しているのだなということに改めてびっくりしております。これからももっともっとそれが皆さんに広まるようにしていきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 私も先ほどの教育長の答弁を聞いて、たくさんの方がスポーツの分野に対して頑張って、本町から頑張って県大会、関東大会、全国大会に向けてやっているのだなと思いました。

それで、スポーツ以外、文化芸術分野でも同等の援助はあるのでしょうか。また、それらの頑張っている人たちの成績など、町では情報はどう知り得るのでしょうか。対象者でいて、援助を受けていない場合もあると思いますが、そこを教えていただければと思います。田島教育長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

文化芸術分野等における補助金制度の有無ですけれども、スポーツ選手派遣費補助金のような制度は、残念ながらございません。しかし、町内に住所を有している方の文化芸術分野における活躍は決して少なくないと認識しております。

そこで、町内在住の方の受賞歴につきまして、自己申告制ではありますが、町の文化協会がまとめておりますので、令和5年度の実績を分野ごとにご報告申し上げます。

俳句・短歌では、延べ3名の方が大会において入選。絵画では、2名の方が美術展において賞を受賞。写真では、1名の方がコンテストにおいて主催者賞を受賞。書道では、延べ3名の方が書道展において賞を受賞。折り紙では、グッドデザイン賞に選定。八木節保存会が群馬県から文化功労賞を受賞など、多岐にわたり、多くの方が受賞されています。

さきに申しましたとおり、この補助制度は今のところありません。その理由として、文化芸術分野におきましては、スポーツ競技大会のように仕組みや構成に異なる、スポーツは一定の基準があるのですけれども、文化や芸術分野には、その一定の基準が異なる点が見受けられるという点にあります。例えば、作品を発表する場である展覧会、展示会などは大会の趣旨、規模、内容、そういうことを精査する必要があります。また、華道、茶道、舞踊、大会というよりも、これは各流派ごとの発表会という形になって、競うような事象が少ないのではないかなというふうに思っています。絵画や書道につきましては、協会や連盟に加盟している方でないと出品できないといった制約もございます。一定基準を設けるのが本当にこのように難しい状態なので、補助金制度につきましては、今後様々な事案を見極めるために調査研究を行ってまいらなければいけないというふうに思っています。

スポーツ分野に限らず、文化芸術分野においても本当に千代田町は多くの皆さんが活躍していて、枚挙にいとまがありません。そのため、皆さんのご活躍に関しましては、新聞紙上はもとより、関係者からの情報提供、自己申告などにより、優秀な成績の把握に努めております。また、スポーツ選手派遣費補助金制度の周知につきましては、町のホームページに情報を掲載しており、基本的には選手側からの申請書に基づき補助金を交付しています。更に、選手や指導者間でも補助金制度の情報が共通されていることもあり、適宜申請をいただいております。しかし、補助金を受け取ることができる対象者であっても、今日までの間、制度を活用されなかった選手がいらっしゃる可能性も否定できません。選手の皆さんは、本町の出身であることを胸に、日々のつらい練習に耐え、努力されていることと思います。この補助金が活動の一助になればと願っておりますので、今後はホームページだけでなく、広報紙、それからスマートフォン、QRコードなどを読み取ることによってホームページに移行するよう補助制度の周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 田島教育長、ありがとうございます。文化芸術分野では、その基準ですか、展覧会だとか、そういう基準というか、が難しいということではなかなかそういう援助がないという回

答だったのですけれども、これから何かそういうのも設けていただいて、頑張っている人たちに応援できればいいのかなと思います。

今回、本町出身で、西邑楽高校カヌー部のOGの選手、女性の選手が本町の五箇、瀬戸井の利根川で日々練習に明け暮れて頑張った結果、3月に四国の香川県で行われた海外派遣選考会で、女子のカナディアンペア、2人組で競う競技なのですけれども、見事優勝して、7月にヨーロッパのブルガリアで行われるカヌースプリントジュニア世界選手権に出場が決まりました。旅費等自費負担でおよそ70万円ほどかかるそうです。大会に行くだけではなく、練習のほうもそうなののですけれども、ペアを組んでいる相方が九州の選手らしくて、一緒に練習するために、お互い行ったり来たりするらしいのですけれども、それでもかなりの負担になると話しておりました。

選手の経費負担軽減にもつながると思います。今までの努力をたたえる意味もあります。今後、スポーツ選手派遣費用援助について、費用を拡充する考えはあるのでしょうか。高橋町長にお聞きします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めて、皆さんおはようございます。質問にお答えいたします。

スポーツ選手派遣費補助につきましてですが、たしか私が議員時代の平成21年12月議会において、当時は派遣援助金でしたが、これに関して一般質問を行わせていただいた記憶があります。このタイミングでは、本町初のオリンピック選手となる松本隆太郎選手が2011年ロンドンオリンピックに出場する数年前のことだったと記憶しております。当時、県大会、関東大会、全国大会、国際大会、オリンピック大会など、上へ上へと世界のひのき舞台を目指して、一生懸命に競技に取り組んでいる子供たちや社会人の方を目の当たりにし、目頭が熱くなった記憶がございます。

大会に参加するためには、遠征費はもちろん、日々の練習における活動費や用具代など、多くの出費が考えられます。以前、体協本部役員もやっていたときには、保護者の方からも、今、金子議員が述べたようなことも私も言われた記憶もございます。そのために、町を代表して大会等へ出場する選手や保護者には、できる限りの応援策として、経費の負担軽減を願い、補助金制度の改善を検討するよう町へ要望いたした記憶がございます。スポーツ競技には、それらを統括する協会や連盟がございますが、資金が潤沢にある組織とそうでない組織があると伺っております。そのためには、組織によっては選手に対して金銭面の十分なケアが行き届いていないのかもしれないかもしれません。当時の町執行部からは、財政状況を鑑みた答弁をいただきましたが、その後、数回の内容の改善が行われております。現在の制度に至っております。

しかしながら、本町の活力を担う子供たちや社会人の方々にとりましても、十分な資金援助とはいえないまでも、松本選手に続く第二、第三のオリンピック選手が本町から誕生するよう、活動の一助になればと思いますので、制度の拡充に関しては、あまり時間をかけずに、先ほど述べたように、ス

スポーツだけでなく芸術に関しても、いろいろ精査をしながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3 番、金子議員。

○3 番（金子浩二君） ぜひこの制度、大変いい制度なので、拡充していただければと思います。

次の質問に移ります。選挙投票時間の繰上げについて質問いたします。今回、千代田町の選挙で、開票結果が深夜になり、大変遅かったと思います。町民からもいろいろお話をいただいております。時間の繰上げについては大変難しい問題だと思いますが、ここで一般質問を行うことで一石を投じることができればと思い、一般質問を行いたいと思います。

町民の意見を町政に反映させるために、選挙は重要な制度であります。全国的に国や地方選挙の投票率が低下している状況ですが、投票日に投票所へ行けない人たちのために、平成15年から期日前投票制度が設けられました。期日前投票は、仕事やレジャーなどの理由で都合がつかない場合、公示、告示の翌日以降に各市区町村の役所などに設置された期日前投票所で投票できる制度となります。投票率の向上を目指し、従来の不在者投票の要件を緩和して導入されました。

そこで、この3月に施行された千代田町の町長選挙及び議会議員選挙の期日前投票の投票率と人数、投票日当日の時間別の投票率と人数を教えてください。荻野総務課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

令和6年3月10日執行の千代田町長選挙及び千代田町議会議員選挙の投票率についてお答えいたします。なお、町長選挙及び議会議員選挙の投票者は、同数となっております。

まず、期日前投票の人数と投票率ですが、人数は1,989人、投票率は22.2%となりました。投票者数全体の36.2%となっております。

次に、選挙当日の時間別の人数と投票率でございますが、午前9時現在188人、2.1%、午前11時現在1,190人、13.3%、午後1時現在2,060人、23%、午後3時現在2,510人、28%、午後5時現在2,944人、32.9%、午後6時現在3,161人、35.3%、午後7時現在3,313人、37%、午後8時現在3,510人、39.2%でございます。

なお、期日前投票の数値を含めた人数と投票率の確定数値は、5,499人、61.4%となっております。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 3 番、金子議員。

○3 番（金子浩二君） 先ほどの答弁にもありましたが、期日前投票が約2,000人、投票数全体で36%と伸びている感じがします。また、当日の時間別でいうと、午前中がやはり多くて、夕方からはさほど多くないような感じがします。昨年春の県議選では、館林では午後8時までの1時間の投票率は、当日の投票の4.3%でした。一方で、期日前投票は、前回よりも11ポイント伸びている感じがします。

市の選管によりますと、その後行われた夏の知事選では、最後の1時間で投票数は僅かで繰り上げて
も支障はないだろうと判断したといえます。その結果、立会人が喜んでくれて、開票も1時間早く始
められ、結果も早く伝えられ、何より職員の働き方改革にもつながったと話しておりました。

ここで、投票率の向上と投票機会の確保をどう折り合いつけるか、つけるべきかが問題になると思
います。公職選挙法では、午前7時から午後8時までと投票時間は決められておりますが、特例とし
て4時間の範囲内で投票所の閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。ここで、高橋町長に、
投票時間の繰上げについてどうお考えでしょうか、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 投票時間の繰上げということですが、令和5年4月23日執行の群馬県知事選
挙では、議員の述べたとおり、県内の投票所92.1%で、投票所の閉鎖時刻を1時間もしくは2時間繰
上げを行っており、全く繰上げを行っていないのは榛東村と吉岡町の北群馬郡と、ここ邑楽郡となり
ます。投票所閉鎖時刻については、公職選挙法第40条により、午後8時が原則とされております。選
挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情がある場合に限り、閉鎖時刻の繰上げをすること
ができるとされております。

令和6年4月18日付で群馬県選挙管理委員会より、投票所閉鎖時刻の繰上げに係る慎重な検討の要
請についてという文書が発出されております。内容については、区長会からの要望や繰り上げる時間
の投票者数が少ないなどは特別な事情に当たらないと、また投票所閉鎖時刻の繰上げを行う市町村は、
令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙では、全体では37.3%で、群馬県では89.1%となってお
ります。全国的に見れば、むしろ少数であることから、繰上げの解消について要請されております。

しかしながら、投票立会人の方や地域住民の方から、投票所閉鎖時刻の繰上げの声が出ているとこ
ろも承知しておりますので、邑楽郡内の状況を注視しつつ、郡内の担当と私どもの担当も含めて、私
どもの担当のほうからも提案をさせていただこうと考えております。

なお、繰上げに関しては、選挙法の関係もありますので、コンプライアンス、これもありますので、
ぜひその辺も了解していただければと思いますので、ぜひ我々のほうも邑楽郡という一つのくくりが
ありますので、その中で担当部局とよく検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 投票時間の変更は、適切な計画と広範なコミュニケーションが必要です。十
分な通知が与えられ、投票所の場所や時間の変更が選挙参加者に適切に伝えられるようにすることが
必要であります。また、地域や文化によっては、早朝や遅い時間に投票することが好まれる場合もあ
ります。地域のニーズや習慣に応じて計画することも重要になると思います。これから近いうちに国
政選挙が必ずあると思います。また、県議会選挙、知事選挙とも行われてきます。関係する自治体間

で、適切に協議を進めていただければと思います。

これで一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で3番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

8番、橋本議員。

[8番（橋本和之君）登壇]

○8番（橋本和之君） 議席番号8番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を進めてまいりたいと思います。

私の質問は、外国人の移住についてでございます。様々な課題の解決と、お互いに住みよい環境をつくるために、どのように共生を図っていくのかというのをテーマに質問していきたいと思います。国では、生産年齢人口の減少対策として、外国人労働者の積極的な受入れを続けています。製造業を中心に産業が集積している本町でも、外国人労働者を受け入れている企業はたくさんあるかと思えます。国全体の人口が減っているので仕方のないことではございますが、本町も毎年のように人口が減り続けております。それとは反比例するかのように、外国人の移住は増加しているように感じます。

そこで、本町における過去10年間の外国人の増加数と本町の人口に占める外国人の割合の推移を教えてくださいたいと思います。住民生活課長、よろしくお願いします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

本町における外国人住民の各年3月末の人口と人口に占める外国人住民の割合の推移ですが、平成26年の外国人住民数は343人、人口に占める外国人住民の割合は2.89%、以下数値のみを申し上げます。平成27年が288人、2.46%、平成28年が283人、2.43%、平成29年が304人、2.63%、平成30年が352人、3.07%、平成31年が350人、3.08%、令和2年が391人、3.48%、令和3年が432人、3.86%、令和4年が408人、3.69%、令和5年が486人、4.43%、令和6年が545人、5.01%となっております。

令和6年3月末時点で545人、10年前の平成26年3月末時点に比べ202人増加し、過去最多となっております。本町の人口に占める外国人住民の割合も、令和6年3月末時点で5.01%、10年前の平成26年3月末時点に比べ、2.12%増加し、過去最高となりました。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 分かりました。大体予想どおりです。多少の増えたり減ったりはあるにしても、大きな流れとしては増え続けていたかなというふうに思いました。割合も、多分全国的にも増えているし、割合も多くなっているなと思うのですが、本町は比較的その中でも多いほうなのではないのかなと思っております。

そうした中、最近、本町の空き家であった場所に外国人の方が、購入したのか賃貸なのかは分かりかねるのですが、頻繁に出入りをしている場所を見かけるところがあります。住んでいるように見え

るときもあれば、事務所などのように仕事のように使用しているように見えるときもあります。

そこで、町としては、住民登録など、移住の実態をどのような形で把握しているのかというのを、住民生活課長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

町では、転入や転居時に住民登録する際、賃貸を目的としているアパートや家族の元に転入する方以外の方に対して、賃貸契約書や売買契約書等により、居住や売買の実態を確認してから住民登録を行っております。

なお、この確認は、居住実態のない虚偽の住民登録を防ぐことを目的に行っておりますので、外国人に限らず、日本人も含め、全ての方を対象に行っております。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 分かりました。契約書などに基づいて住民登録をしているということで、分かりました。私がちょっと思っていたのが、実は住民登録しないとなかなか行政サービスが受けられないので、積極的に住民登録を促してもらいたいなと思っていたのですけれども、なかなかそれとはちょっと違うのかなと、今答弁を聞いて思ったのですけれども。

次の質問に行きたいと思うのですけれども、それを踏まえますと、次の教育関係の質問に行くのですが、住民登録をすることによって、その家族の全体像というのが把握できるのかなと思うのですが、そこで義務教育課程のお子さんがいれば、就学への案内ができるというふうに考えていたのですけれども、そうすると例えば住民登録をしていない家庭で、お子さんがいるといった場合、どのような形でお子さんに就学を促していくのかというのを質問したいと思うのですが、住民登録しない可能性のほうが今の答弁だと高いので、そうするとそういう不就学、なかなか発見しづらい子供というのが多くいらっしゃる可能性があるのかなと思うのですが、その辺のところを教育長に質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えいたします。

我が国におきましては、学校教育法第17条により、保護者の就学の義務について定められております。その内容につきましては、皆さんもよくご存じかと思われるのですけれども、お子さんが満6歳に達した日の翌日以降の学年から、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、義務教育、就学させる義務を保護者の方は負っています。しかし、この法律は、日本国民に対するものでありまして、日本国内でのみ効力を有すると解釈しております。外国人の子供の保護者には、その規定は適用されておられません。つまり、外国人の子供の保護者に対して、その子を就学させる義務は今のところございません。

しかし、文部科学省が公表しております外国人の子等の就学に関する手続については、我が国においては、外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れると記載されております。それなので、国籍を問わず受け入れることが当然であると考えております。

そのため、教育委員会では、これらのことを踏まえ、住民基本台帳の情報に基づいた学齢簿を作成し、就学に関する適切な情報管理に努めております。そして、就学に当たりましては、学齢簿を基に、外国人の子供も含め、対象となるお子さんをお持ちの保護者には、就学に関する案内通知を送付しております。その後、就学を希望する外国人の子供の保護者には、入学届というものを書いていただきまして、その子供には、こちらが指定する学校に就学することとなります。

また、毎年８月頃になるのですが、文部科学省による外国人の子供の就学状況等調査というのが行われております。これは、住民基本台帳に基づいた調査となるのですが、住民生活課の住民係に依頼し、外国籍が把握できる名簿の提供を受けております。その名簿と学齢簿とを照らし合わせ、整合性が取れていない場合には、住民係と情報を共有しながら状況把握に努めているのが現状です。

更に、教育委員会では、小学校入学前であっても、こども園等に通っている外国人の子供の保護者とは頻繁に連絡を取り合いながら、困り事等寄り添えるような対応を取っております。また、その関わりの中で、外国人の方々のコミュニティにおいて、不就学の子供がいないかなどをさりげなく、本当にさりげなくなのですが、情報収集を行っている状態です。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） ８番、橋本議員。

○８番（橋本和之君） 分かりました。そうですね、なかなか私も質問を通告はしているのですが、住民登録のところからちょっと入ってきていて、住民登録をすることで、さっきの行政サービス、教育もそうなのですが、その一環として受けてもらいたいというふうに思っていたのですが、なかなか住民登録することにハードルがあるなと思いました。その中で教育、どうしてもお子さん、特に今後日本で生活していく上で、学校教育を受けることが、日本語を教わることだったりとか、日本の習慣とか、そういうことをそこで学ぶことというのは、お子さんの将来にとってすごくメリットの大きい重要なことだなと思いますので、教育長のお話聞いていて、何となく、住民登録がもし仮にしていなかったとしても、探して、そういう意向があるのであれば、受けてもらえるということで理解したのですが、そのような形で今後も進めていただければ、その子の将来にとってもいいのかなと思いました。

次の質問に行きたいと思います。さっき教育長が、さりげなく、こども園の中で促していますという話でしたけれども、実際私も義務教育が外国籍の方にはないというのは存じ上げていたのですが、さっきも述べましたが、教育を受けることが重要なのですが、親御さんの都合でなかなか

か受けなくていいよと。どうしても受けさせないみたいな形の回答みたいなのが、行政側が教育を受けてねと言ってもあったのか、今までに。そういったことをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（森 雅哉君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） では、ご質問にお答えいたします。

余談になってしまうのですが、私が以前勤務しておりました小学校で、入学式のときに名簿に載っていて、当日来なかったという。それで何が起こったかといいますと、3クラスの編制がそのために2クラスになってしまったという、そういう事情も抱えたことがあります。なかなか難しい問題でして、外国籍の子供たちを全部把握するのも難しいということもありますし、保護者の方にご理解をいただくのも、人によってはハードルが高いという部分もありますので、これからまたいろいろ検討していきたいなというふうに思います。

では、千代田町のことなのですが、結論から申し上げますと、現在までのところ、外国人の不就学児の発見、更には保護者に対して就学を促したにもかかわらず就学に結びつかなかったという事例はございません。しかし、本町におきましても、先ほど住民生活課長が申しましたとおり、外国の方の人口が増えています。それに伴いまして転入、そういう書類には、片仮名で、それから横文字でというので、なかなか覚えられないという、そういうのが増えているなというのを実感しています。そのため、今後このようなケースが生じる可能性はゼロではないというふうに考えておりますので、外国人の子供の就学の機会、学びの場の確保に努めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 先ほどの質問なのですが、住民登録がないお子さん、外国人の方に関しては、これは町のもちろんいろんな、入学に関してもそうですけれども、これはいろんな部分で影響が出ますので、これは町のほうで、住民登録が前提ですから、それは我々の学校といたしましても、学校以外もそうですけれども、不労の関係もありますので、その辺も含めた中で、我々は一概にそれを受け入れるとは言えません。ですので、それ以外の手続も含めた中で、もちろんそのようなことは必要ですから、もし議員の知り合いとか近所とか、そういうような方で住民登録されていない方がいた場合は、ぜひそれは行政のほうにも言っていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 町長にまでお答えいただきまして、ありがとうございます。住民登録を本当にするのが基本だと思いますが、そういった趣旨の質問でございました。

次の質問に行きたいと思います。外国人の方が使用、管理していると思われる場所で、粗大ごみなのか何かはちょっと不明なのですが、大きな袋にくるまれたごみのようなものが大量に置かれていて、そういったところを見かけます。日によってごみの量が多少増減していることもあるようでございます。そのままごみらしきものが放置されてしまっただけでは、大変大きな問題となるわけではございますが、町としては、どの程度になったら注意や指導をしないと、そういった基準みたいなものはあるのでしょうか。住民生活課長にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

内容物不明の状態で、粗大ごみらしきものが民地敷地内に集積されている場合、それが廃棄物なのか、有価物なのか、見た目だけでは判別困難であり、また民地敷地内に集積されていることから、町が指導を行うことは難しい状況にあります。ただし、民地から公道等に越境している場合や、近隣の安全を明らかに侵害している場合は、土地の所有者や使用者に働きかけることとしています。この場合、土地の所有者や使用者が外国籍、日本国籍の区別により対応方法が異なることはありません。ふだんから定期的にパトロールを実施し、内容物不明な集積を発見した際は、動向を注視するとともに、状況確認や指導が必要になった際には、早期に当事者へ連絡を取るなど、対応をしていきたいと考えております。

○議長（森 雅哉君） 8 番、橋本議員。

○8 番（橋本和之君） 民有地だと外国籍の方も日本国籍の方も変わらずというお話でした。敷地内に明らかに、見ていて景観的にもよくないし、何が詰まっているのだろうかというところは、やはり私も見かけて役場の方に、あそこがという話もしたことは何回かあるのですが、もちろん景観もよくないですし、先ほど少し巡回的なこともなさるようなお話だったかなと思いますので、2 回目、3 回目という形で定期的に訪問していただいて、改善なんかも図れるかどうかというのは注視していただきたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。よその地域の話になるのですが、外国人が地域おこし協力隊に参加し、活躍しているというケースもあるそうでございます。隣町の大泉町では、外国人を町の正職員に登用すると、そういった動きがあると上毛新聞に掲載されておりました。本町でも、今日の私の最初の質問の回答のように、外国人の移住者というのでしょうか、増加傾向がこの先も続くと考えられますので、そこで大泉町の正職員とまではいかないまでも、ボランティアなども含めて地域住民と一緒に住みよいまちの環境をつくっていくという人材登用や育成が必要ではないかと思われるのですが、町はどのように考えているのか、総務課長にお聞きできればと思います。総務課長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

総務省によりますと、2022年時点で、地域おこし協力隊の外国人隊員が約150人登用されており、主に地方のインバウンド、訪日外国人客の増につなげる狙いでの登用をされているとのこと。お隣の大泉町では、来年4月採用の職員採用試験から、全ての職種で国籍に関する条項を撤廃し、在留期間に限定されない外国人が受験できるようにするとの発表をしており、役場の窓口での通訳業務や教育、福祉の分野での活躍に期待しているとのこと。

本町においても、外国人移住者の方は増加しており、今後についても増加することが見込まれ、多文化共生の観点からも、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことがより重要となってくると考えております。例えば協働のまちづくり事業については、町民の皆さんと行政とが、よきパートナーとして連携し、様々なまちづくりに関する事業を生み出していき、活気あるまちづくりを進めていくものとなっております。外国人の方も要件を満たしていれば、まちづくりに参加していただくことも可能となっております。今後、外国人の方にもボランティアや町のイベントに参加していただくなど、様々なまちづくりに関わっていただくことで、よりよいまちづくりにつなげていければと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 総務課長の答弁の中に、協働のまちづくりにもう一緒にということがありました。本当に一緒になって住みよい町をつくっていくということがすごく大切なのだろうと思います。それが相互理解にもつながるし、コミュニケーションを取っていったら、例えば困ったときにも相談できる体制というのがそこで取れるのかなと思いますし、行政と関わった人が更に同じ母国の方なのか、外国籍の方に悩みを聞いてあげる、解決に導いてあげられるということもあると思いますので、ぜひいろんなところで外国人の方と一緒にできることがあるといいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。外国人の移住についていろいろ質問させていただきましたけれども、個人的には定住・移住の促進や人口増対策にも外国人の移住が選択肢の一つとして十分考えられるのではないかなと思っております。そのことを含めまして、最後になりますが、総括として外国人の移住について町長の考えを伺いたいと思います。町長、お願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 外国人の移住には、少子高齢化対策などだけでなく、労働力が増えることで地域の産業発展や経済成長の促進につながったり、事業を国際化することにより、地域の活性化等のメリットがある一方で、生活環境や価値観、言語の違いが地元住民との間にあつれきを生じさせる可能性もあるなどの問題も、課題もあろうかと思ひます。現在、本町の移住施策では、日本人、外国人の区別なく展開してあります。転入を歓迎してあります。しかし、外国人に的を絞った移住促進を図

るには、移住のニーズや移住してきた場合、起こり得る多くの問題を研究してから取り組んでいくべきだと考えております。

具体的には、外国人向けの情報提供や相談窓口の設置であったり、日本語教育の充実、多言語サービスの提供などが必要になってくると思います。いろんな部分で、先ほど議員のほうで述べられたように、まず住民登録が前提だと。住民登録がないと町のサービスも受けられませんよと、これが前提です。ですから、義務教育に関しても、学校教育法とか、いろいろそれは外国人と差別しないようにそういうあれをさせるほうが提供するのだよという意見もあろうかと思うのですけれども、まずは住民登録が前提だと思っております。

先ほど2問目の質問の中にボランティアとか、更には職員の採用とか、千代田町においては大泉とちょっと事情が違うのかなと思うのです。千代田町においても約500人を今超えたわけです。5%を超えたわけです。ですので、これからまだまだ増えてくる可能性もあろうかと思うのです。我々がいろんな生活をしている中で、ボランティア、イベント、川せがきにしても、外国人の方といろんな部分で接しながら、その域に達したとき、ある一定、一定とは言いませんけれども、ある域に達したときに、いろんなコミュニケーションが取れた中で、その延長線上に、よしと、では町のほうもこれだけ外国の方が協力をしていただいたりして、これだけコミュニケーションも取れるようになってきたと。その延長線上には、町も、それでは職員を採用していこうではないかと、そういう声が上がったときには考える必要があるのかなと、こう考えております。

今現在、35市町村で大泉町がいち早く挙げました。多文化共生も手を挙げて、外国人の採用も行うということで、来年度から採用を行うわけです。それに伴って、県のほうも採用するというのを、知事のほうがそのようなこともやりたいということだったのですけれども、これは議会のほうでストップがかかってしまいました。ですので、我々千代田町も将来的には、先ほど述べたようにいろんな部分で、我々が生活していく上で、外国人とのコミュニケーション、これだけ町にも協力してくれているのだと。採用してもいいだろうという声が上がったときには考える必要があるかなと、こう考えております。

よって、現時点では、外国人に特化した、また移住のほうですけれども、移住対策の予定はありませんが、これまでどおり日本人、外国人の区別なく移住・定住施策を展開していきながら、共にルールやマナーを守りながら町の発展に協力し合っていただければと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 8番、橋本議員。

○8番（橋本和之君） 町長のお考えをいろいろ聞かせていただきまして、遠い将来というのですか、町長の答弁の中のある一定水準というか、域を超えたところというお話のところなのですけれども、本町も工業団地、第二、第三とこれから稼動していきますし、この先もまだ工業団地の話もあるでしょうし、隣町の明和町もかなり大きな工業団地も造っていますし、大泉町も自動車のEV工場を誘致

するような話もあります。もう本当に働くところというのがたくさん近隣でできます。これは外国籍、日本国籍関係なく、働くことがあるということは住むところも必要になってくるということになるので、そうすると国籍関係なく、外国人という話で今日はテーマで進めておりますので、もう本当に国籍関係なくすぐ移住してくるだろうなというのがありますので、そういったところでは、その域に達したときにはという話もあるし、その前段階で、よりお互いにコミュニケーションを取って、一緒によい生活をしていくのだということで励んでいただけるといいかなと思っています。

まとめます。国が労働力不足の解消に外国人労働者の受入れを続ける限り、日本全体としても外国人の移住は増え続けると思います。そう考えると、お互いがいかに住みやすい環境をお互いで築き上げていくかというのが重要であります。本町としては、外国人との共生を図るように努めてもらいたいと思いますし、外国人を含めた多様性を重んじるまちづくりを目指してもらうことをお願い申し上げます。私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で8番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時35分まで暫時休憩といたします。

休 憩 （午前10時13分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（森 雅哉君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、9番、大谷議員の登壇を許可いたします。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 9番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、公共交通の現状と対策について質問したいと思います。まず、本町の立ち位置からご説明させていただきたいと思います。まず、道路に関しては国道がない。鉄道に関しては駅もない。通過する線路もありません。そこで、本町に在住する社会人や大学生が、都内や埼玉県職場や大学等に通勤、通学しようとした場合、最寄り駅は東武線の川俣駅やJR高崎線の熊谷駅や吹上駅だったりするわけです。川俣駅は、路線バスで通学している人は多いと思います。また、通勤のほとんどの人は、駅前の駐車場を利用して、マイカーで往復している人が大多数だと見受けられます。熊谷駅や吹上駅は、ほぼマイカーで往復している現状であると言えます。

そこで、本町には、館林駅や川俣方面と、太田記念病院を終点とする太田駅方面の路線バスがあります。かつては東武バスが館林方面に運行していましたが、従量制だった料金と比べると、現在は都バスのように定額制で安価なことから、大変ありがたい存在となっております。

最初の質問ですが、町は路線バス会社に令和6年度予算として、大泉町・千代田町広域公共路線バ

ス運行等負担金560万7,000円と、館林地区公共路線バス運行等負担金1,067万4,000円という金額を捻出しておりますが、どういう経緯から負担率をどう決めたのか、総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

現在本町では、自動車を運転できない高齢者や学生などの交通手段の確保を主な目的として、近隣の市、町と協力をして、広域公共路線バス3路線を運行しております。具体的には、館林地区公共路線バスとして、館林駅、館林厚生病院方面の館林・千代田線、明和町を經由して館林駅方面に向かう館林・明和・千代田線の2路線と、大泉町・千代田町広域公共路線バスとして、太田駅、太田記念病院方面に向かう「あおぞら」がございます。

ご質問いただきました負担金については、3路線ともに関係市町と契約書ないし協定書において負担割合を定めておりますが、各路線とも走行距離による案分、距離割によって算出しております。館林地区公共路線バスにつきましては、館林・千代田線が38%、館林・明和・千代田線では41%を負担しております。

また、「あおぞら」については、千代田町を走る距離が30.9%、大泉町が29.9%、太田市が39.2%となっており、太田市分は千代田町と大泉町で半分ずつ負担することとなっているため、千代田町の負担率は50.5%ほどになります。これら負担率を収入から費用を差し引いた額、赤字額から県補助金を引いた金額に乗じて、実際の負担額を算出しております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） ありがとうございます。今回私、主に太田線のことについて質問したいと思うのですが、先ほど課長の答弁で、千代田町が、大泉を抜けて太田に行くという路線なのですけども、30.9%、大泉が29.9%走行すると。太田は39.2%走っているにもかかわらず、太田の分を千代田と大泉で案分しているということなのですけども、太田市が負担していないというのはどういう事情なのか、総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

もともとこの大泉町・千代田町広域公共路線バスは、太田市を含む1市2町によって、平成11年7月に共同運行を開始いたしました。しかし、太田市から平成17年3月28日に尾島町、新田町、藪塚本町と合併するに当たり、市内の路線バスを優先するため、広域路線バスの運行から撤退したいとの申出を受けました。そのため、大泉町と千代田町の2町間において、その後の対応を協議したわけですが、大事な住民の足であることから、平成17年4月からは、2町で継続運行することを決めたわけですが、このような経緯から、太田市には負担金を求めておりません。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9 番、大谷議員。

○9 番（大谷純一君） 路線バスを見ますと、例えば確かに太田を走る距離というのが約40%弱あるわけなのですが、例えば本町から大泉、西小泉駅とか抜けて、太田の城山病院とか常磐高校のそばも通るのですか、太田駅へ行って本島病院のところを通過して、最終的には太田記念病院、富士重工のやっている病院ですよ、そこまで行くということなのですが、例えば太田市はご負担いただいていないということなのですが、太田の市民って乗らないのでしょうか。例えば太田の方が太田駅から本島病院へ行くのであるとか、あるいは記念病院へ行くのであるとか、記念病院からまた戻ってくるとかシチュエーション等は考えられるのですが、その辺はやっぱり太田も財政力も大きいと思いますので、尾島やら藪塚に延びたとはいえ、その辺も太田を通過しているということなので、町長には太田市長に対してお願いできればなと思うのですが、そういう交渉というのはないのでしょか。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、須永課長が述べたように、歴史を遡るとそのような経緯があったわけです。平成17年に太田が合併したというようなことから今に至っているわけなのですが、先ほど大谷議員が述べたように、我々の自治体におかれましては国道がない、更には鉄道がない。私は、町民が集まる場面でも、就任した頃、そのようなことはよく訴えたということはないのですが、自慢もしていないのですが、普通に話したことはあるのです。それはどういうことかといいますと、私は各自治体の、ずっと境界はあるのです。ここは合併ができなかったところということなのですが、それを自治体間で競争も、この時代ですからそのようなことも昔と違って薄れてきたのかなというふうに思っているのです。ここからは、もちろん駅は篠塚駅も東小泉も、向こうの明和にある駅もあるわけです。もちろん館林駅もありますし。

そのようなことを考えていけば、先ほど述べさせてもらったように、合併を機にほかの広域バスからも一挙に撤退を太田市はしておるのです。まずは、市内の交通強化を図る方針であるというのは理解するところであるのです。「あおぞら」の利用者については、千代田町、大泉町の住民が太田市に行く場合が圧倒的に多いため、今後についても太田市に負担を求めないのが私は筋かなと、こう考えておるのです。もちろん議員が述べたように、太田の方は利用はしております。おるのですが、そのときの決め事ももちろんあるわけですから、そのようなことで理解していただければと思います。1市2町で共同運行していた頃は、太田駅が終点でありました。2町での運行となったタイミングで、住民からの要望が多かった本島病院、太田六丁目、太田記念病院のバス停を新設して路線の延伸を図って今現在はおるところであります。

また、今後のあれについての質問に、須永課長のほうからも、また詳細についてとか、その辺もま

た答弁があらうかと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） ただいまの件は、また最後に私の意見として申し上げるとして、次に行きたいと思いますが、次に太田方面と館林方面で運行するバス会社が違うのです。太田方面は矢島タクシー、館林方面は館林観光バスでしたっけ。ですが、例えば定期券ではなくて、その都度お金を払うということかというと、大学生の運賃が、館林方面は100円なのです。対し、太田方面は200円なのです。高校生は両方100円なのですけれども。そこで、大学生ということで、100円と200円で差異があるというのは、ちょっとなかなか料金表を見るまで気づかなかったところなのですけれども、そこはどういう理由なのかというのを総合政策課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

平成11年に1市2町で「あおぞら」の運行を開始する際に、バス会社も含めて協議をし、高校生以下100円、大学生以上200円として合意の上、運賃を決定したという経緯がございます。構成市町やバス会社、状況も異なりますので、運賃設定の統一は図っておりません。現在、「あおぞら」は、太田市内を走る「シティライナーおおた」の新田線及び尾島線への追加料金なしで乗り継ぎができます。仮に大学生を100円にすると、この新田線と尾島線との差が出てしまうため、乗り継ぎができなくなってしまいます。以上の理由などから、現在の運賃設定を維持しているところでございます。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） そういう事情があったのですか。はい、分かりました。

次の質問なのですが、大泉・千代田線の朝方、夕方と分かれるのですが、夕方便についてお尋ねしたいと思います。例えば向こうの始発が太田記念病院なのですが、次、恐らく太田高校なり太田女子高校の学生が乗るであろうというのが太田六丁目の停留所なのですが、その発車時刻というのが16時29分なのです。いろいろ聞きますと、16時29分というのは、学校が終わって掃除をしている時間だと。千代田の行っている方というのが、できる限り聞いてみたのですけれども、そうするとバスの時間があるから途中で帰ってもいいかというふうに同級生に聞いて、時間なら行っていいよ、行っていいよというようなことで帰ってくるということなのだそうです。その次のバスというのが4時29分の次が6時49分だそうです。そうすると、逆に部活動がある人はいいのですけれども、ない人の場合、4時半過ぎに学校が終わって、6時49分まで待っていなくてはならないということで、欲を言えばその間に1本欲しいよねという話をよく聞きます。太田六丁目を出て、本島病院なり太田駅なり、城山病院のところへ来て、常磐高校の学生が乗るのでしょうかけれども、それはそれであるのですけれども、時間帯というのが、ちょっと夕刻便が早過ぎるというご意見を結構頂戴するので、それが多分10分か15分でも遅くなれば、すんなりちゃんと学校が終わって乗れるようになるというご意見を聞きますが、そ

の辺バスの時刻表を作成する上で、総合政策課長のご意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、千代田町役場から太田記念病院までは、片道60分かかります。終点に到着したら、10分間の待機、休憩を挟んで、折り返し運行をしています。車両1台で往復運行をしていますので、可能な限り、朝夕の時間帯については、高校生等の通学を中心として、また昼間の時間帯には高齢者等の通院、買物などを中心として運行経路及び時刻表の設定を心がけております。しかしながら、新たな道路基盤整備の状況、鉄道路線の発着時刻のダイヤ改正、病院や商業施設の整備状況など、常に利用者の生活環境も変化しておりますので、路線バスの運営事業者としても利用者ニーズに即した対応を常に考えていく必要があるものと認識しております。

毎年実施している乗降者調査では、太田女子高校の生徒にもお話を伺いましたが、ダイヤ改正を希望する声はありませんでしたが、増便の要望はありました。2時間の間隔は長いというご意見かと思えます。様々な立場からのご意見をいただきながら、充実した公共路線バスの運行が行えるよう、ダイヤの編成ですとか、様々なご要望、ご意見を聞きながら、関係各所と今後もよりよい充実した公共路線バスになりますよう協議していければと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 確かに行政というのはお金もかかることですし、皆さんの要望を聞いて、皆さんの言うとおりにというのはなかなか、時刻表によったら無理なので、最大公約数をどこにするかということなのです。それはそれで総合政策課の優秀な職員さんが英知を絞って考えていただきたいなと思えます。

次に、実際矢島タクシーの会社の方に聞いたのですが、やはり先ほど言ったように、バスの本数が5本しかないということで、ちょっと話題に出たのですが、やっぱり増便するにはバス代もかかるし、バスが最低でも1台3,000万かかる。今、大型二種を持っているバスの運転手さんも雇用するのに相当なお金がかかる。そこで愚痴をこぼしていたのが、先ほど町長がおっしゃったところなのですけれども、太田市さんが出してくれればねというようなことを聞きました。

もし、もう一便なり増やすとなると、次の質問になるのですが、乗車率における運賃回収とバス運転手の人件費、車両の購入費やガソリン代や保険料等を考えると、黒字と赤字の損益分岐点は平均乗車率を何%と試算しているのか。更に、便数を増やした場合の経費における負担率はどのくらい増えるということを考えているのか。ちょっと難しい数字の質問になってしまうのですが、お答えできればお答えいただきたいと思えますし、ちょっとなかなかお答えが難しいというのであれば、それはそれでまた宿題ということにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、損益分岐点についてご説明します。こちらのバスについては、公益のため、利益を求めているため、乗車率の試算はしておりません。ただし、収支については分かりますので、損益分岐点について計算で求めることができます。燃料代が情勢によって変わる点や修繕の有無も影響しますので、一概には言えませんが、例えばおとし、令和４年度ですと、１年間で1,401万7,646円の支出がございました。こちらには、人件費や保険料、燃料代のほか、修繕費70万4,820円が含まれています。県にいただいている補助金が約130万円ほどありますので、こちらを引くと、約1,270万円を運賃で稼ぐ必要があります。運賃は、高校生以下と60歳以上が100円、それ以外は200円ですが、現状７割の利用者がこの100円の範囲に含まれております。そのため、１人当たりの運賃を130円としますと、1,270万円割る130円で、9万7,700人ほどの乗車があれば黒字になります。

次に、便数を増やした場合のコストについてですが、令和４年度の実績を基に計算いたしました。この場合に増えるコストは、人件費と燃料費のみになるかと思えます。この２つの合計額は、1,064万1,609円かかっております。１日に千代田町役場と太田記念病院を５往復しているため、この金額に５分の６を掛けると、１往復増やした場合の金額が算出されます。その計算結果は、約210万円になります。県の補助金が約30万円見込めるため、町としてのコストは210万円引く30万円、これに負担率の50.5％を掛けますと、90万9,000円増えることになります。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ９番、大谷議員。

○９番（大谷純一君） 面倒くさい計算をしていただいてありがとうございました。また、この件については最後にまた質問したいと思いますので。

次に、大泉・千代田線を利用して熊谷駅に行こうとした場合、方法としては、西小泉駅ターミナルとおっしゃるのでしょうか、そこで降りるか、太田駅まで行って、太田駅からまた朝日バスという、妻沼を通過して熊谷駅へ行くバスがあるのですけれども、２パターン考えられるのですけれども、１日５本の太田方面行きのバスのうち、西小泉駅着７時40分で、乗り換えると西小泉駅発熊谷駅行きというのが７時56分なので、16分の待ちで乗れることになります。しかしながら、ここはちょっと別にメモる必要はないのですけれども、次が１時間27分待ち、次が１時間22分の待ち、次が45分の待ち、次が１時間16分の待ちなのです。

結論的に言いますと、太田まで行った場合の待ちというのは、千代田から太田に行って、太田から熊谷へ行くという待ちをちょっと羅列で１日５本のうち言いますと、30分、11分、１時間10分、６分、１時間待ちなのです。帰り、熊谷駅から太田駅まで来て、太田駅から「あおぞら」に乗るというパターンですと、17分、25分、14分、33分、33分、何とか納得できるかなと。それで、やっぱり西小泉駅から熊谷へ行くほうがまだその分距離的には短いので、時間的には早いわけなのですけれども、接続時間というのが１時間を超えるのがざらなのです。それを考えると、千代田から熊谷駅に行くという

需要を考えていないのか、あるいはもう熊谷から大泉なり太田なり来て、千代田に来るという乗客を見込んでいないのかということになってしまいますけれども、一番長いのですと1時間27分待ちというのがあるのです。もはや待ちではなくて、車で30分あれば来てしまうところですから、私的には多分接続時間って15分ぐらいがベストなのかなと思うのです。30分あると長いような感じがするのですが、須永課長、この辺いかがお考えでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 須永総合政策課長。

○総合政策課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

私も個人的には、電車なら30分程度、バスなら1時間程度が理想かなとは、待ち時間は理想かなと思いますが、私も学生の頃、電車やバスを利用して通学していた経験がございます。時刻のダイヤは手元に持っていますので、学校を出る時間を調整するなどの、そういった工夫をしながら何とか利用していましたが、理想としますと、電車なら30分、バスなら1時間以内かなというふうには個人的には思います。

では、熊谷駅方面へ通勤、通学される方はいますので、西小泉駅発熊谷駅行きのバスへの接続がよければ、利用したいという方はいるかと思えます。しかしながら、現行の条件の下では、全てのご要望に応えるのは難しいところでございます。上りの降車人数は、太田駅、太田六丁目、太田記念病院の順に多く、過去7年にわたり、順位に変化がありません。太田駅では、鉄道やバスへ乗り換える方が多いのも無視できません。広域公共路線バスは、事業費負担を抑えることができる反面、関係市町の地域的な事情なども考慮しなければならないため、本町の事情だけでは決定できない制約もございます。今後、利根川新橋が架橋されましたら、熊谷駅行きも考えていく必要があると思っています。千代田町がバスターミナルのハブになっていくことも想定されます。

いずれにいたしましても、今後も町民の皆様のご意見を聞きながら、よりよい公共交通の在り方を検討し、改善してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 課長から、電車なら30分、バスなら1時間とおっしゃいましたけれども、旅番組ではあるまいし、1時間待っているというのが、仕事に行く、学校に行くというので、西小泉駅で1時間も待てるのでしょうかねというのが僕の感想なのですけれども、その辺はお客様の需要を考えていただいて、適正な時刻表ですか、にしていきたいなと思います。

更に、話戻りますけれども、先ほどの須永課長の話で、バスを1便増やした場合、幾ら負担になるかというのが、思っていたよりもかからないなというのが率直な感想なので、この辺、ぜひ機会があれば、大泉の村山町長ともご相談いただいて、更に便利になるように高橋町長にはお願いしたいなと思います。我々、例えばここにいる方というのは、皆さんまだ若くて、マイカーを持っていて、自分の好きな時間に好きなところに行けるというのが当たり前なのですけれども、これが例えば中学生だ

ったり高校生、親の送迎がない、遠くへ行くという場合には当然バスが必要になりますし、盛んに国では80ぐらいになりますと免許返納だと。暴走しないように、事故を起こさないようにということで、そういうふうに推奨していますので、そうした場合に、では自分が今、便利だった車を取り上げられて、では買物に行くにも医者に行くにもバスで行きなさい。タクシー乗ればお金かかりますし。そうした場合に、果たして、では便利なのかどうかということを、やはり今から考えても5年、10年たつと相当高齢化が進むと思うのです。更に免許を持っていない人も増えると思います。それは今からやっぱり手だてを打っておかないと、やっぱり人口増加を考えなくてはいけない中で、どんどん便利ところに、便のいいところに人が流出していってしまうと。私そういうふうに危惧しております。やはり何もないと言ったら失礼ですけれども、本町で、せめて公共機関だけは便利にしておかないと、やはり不便だからよそへ引っ越そうかということにもなりかねないので、ふるさと納税もありますから、そこは本当に100万、200万のお金で増便ができるのであれば、ぜひそうしていただいて、少しでも、例えば高齢者の方が城山病院へ行く、本島病院へ行く、太田記念病院へ行く、あるいはこっこの館林であれば館林厚生病院へ行くというのが便利のようにしていただきたいと思います。

あと思ったのは、例えば太田記念病院にバスで行った場合に、診察をして、症状によってどれくらい時間がかかるかというのはちょっと人によってそれぞれだと思いますが、帰りのバスが2時頃までなかったのです。そうすると、行ったのはいいけれども、では太田記念病院で時間を潰して帰りのバスまでどうしようかということにもなりかねないので、その辺ももし病院に通っている方がいらっしゃれば、アンケート調査なりをして、大体あなたは何時頃終わって帰ってこられる時間なのかいということであれば、途中の12時なり11時なりという増便計画というのも可能でしょうから、その辺も高齢者の方あるいは高校、大学生、あるいは車を使わずに熊谷駅に行こうとなさっているサラリーマンの方が少しでも便利になるように精査していただきたいなと思います。

もし何かお答えが頂戴できるのであれば、お願いしたいなと思いますが、別にここは求めているので、町長、もしあるのでしたらお願いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 今、大谷議員が述べたように、我々のところはいろんな部分で電車がなくなることなのです。そうしますと、公共路線バスとか自家用車とか、そういう手段になってくるのかなと思うのです。昨年からだったのですけれども、75歳以上の方が病院とかへ行く場合においては、それを5歳下げるのですけれども、70歳以上に下げまして、福祉タクシー、これを復活させました。これも継続でやっておるのですけれども、これも含めた中で、いろんな交通、我々の千代田町においては、いろんなあれを考えていく必要があるのかなと思うのです。町民に意見を聞いたりしながら、今議員が述べたように、今3路線運行しているのですけれども、その増便するかどうか。「あおぞら」のほうは、1市2町で運行していたのが今は2町で運行ということなのですけれども、これを1便増

やすことによって約100万弱ということが先ほど課長のほうからお話があったのですけれども、増やす、増やさないは別としても、いろんな部分でまた地元の町民といろいろお話ししながら、いろいろ検討していければと、こう考えています。

更には、これから千代田町も、まだ可能性的には、今言ったタクシー、電車、公共バス、自家用車等々の移動手段だけでなく、新たなことも考えていく必要があるのかなというふうに思っています。新たなことといいますと、先日、ちょっと余談になってしまうのですけれども、自分のほうでちょっと調べて、何名かの議員にはちょっとお話をしたことあったのですけれども、ケーブルですね。ケーブルカーにおいては、信号も渋滞も何もないのです。今、横浜等で空中で走っていると思うのですけれども……

〔「モノレール」と言う人あり〕

○町長（高橋純一君） 失礼、モノレールですね。なののですけれども、これをつくるのには1キロで約250億ぐらいかかるのです。ざっくりな数字ですけれども。そのようなこともあるのです。ですので、それをいろいろ考える必要、そのようなことも新たな交通手段も考える必要があるのかなというふうに思っているのです。モノレールを館林駅にやったり熊谷駅にやったり、渋滞も何もないですから、ただお金払えば乗れるわけですから、太田駅もそうですけれども。そのようなことも含めた中で、議員の皆さんとまた今後いろいろその辺は議論を重ねながら検討していこうと、こう考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 町長からも前向きな答弁がいただけたのかなと思いますけれども、ぜひとも住民サービスという点で、少しでも不便な町を便利な町にしていきたいなと思います。須永課長、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 雅哉君） 以上で9番、大谷議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日4日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時12分）

令和6年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年6月4日（火）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度千代田町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 2 報告第 1号 令和5年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 令和5年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 4 議案第22号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第23号 千代田町債権管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第24号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第25号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第26号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	畑	中	弘	司	君	2番	茂	木	琴	絵	君
3番	金	子	浩	二	君	4番	橋	本	博	之	君
5番	原	口		剛	君	6番	大	澤	成	樹	君
7番	酒	巻	広	明	君	8番	橋	本	和	之	君
9番	大	谷	純	一	君	10番	柿	沼	英	己	君
11番	森		雅	哉	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君
副町	長	宗	川	正	樹	君
教 育	長	田	島	育	子	君
総務課	長	荻	野	俊	行	君

総合政策課長	須	永	洋	子	君
会計管理者兼 税務会計課長	茂	木	久	史	君
住民生活課長	高	田	充	之	君
保健福祉課長	久保	田	新	一	君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	大	谷	英	希	君
建設下水道課長	坂	部	三	男	君
都市整備課長	大	川	智	之	君
教育委員会 事務局局長	森	田	晃	央	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	下	山	智	徳
書 記	池	上	大	貴
書 記	鈴	木	貴	士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） おはようございます。承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に掲げる物価高から国民生活を守る事項についての対応として、令和6年度の支援事業実施に係る体制を速やかに整えるため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,942万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,242万5,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として1億8,942万5,000円を追加いたしました。

歳出では、総務費、総務管理費の物価高騰対応地方創生事業費に、デフレ完全脱却のための総合経済対策として定額減税調整給付事業、低所得世帯支援となる物価高騰対応給付金給付事業及び消費下支え等を通じた生活者支援となるプレミアム付商品券事業に係る事業費を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（森 雅哉君） 日程第2、報告第1号 令和5年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 報告第1号 令和5年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和5年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業などの総務費関係4件、新型コロナウイルスワクチン接種事業の衛生費関係1件、観光振興事業の商工費関係1件、市町村道路整備事業など土木費関係2件、共同調理場施設管理事業の教育費関係1件、合わせて9件の事業で、総額1億5,211万円を令和6年度に繰り越したものであります。

これらは令和5年度千代田町一般会計補正予算（第8号）、（第9号）及び（第10号）において繰越明許費として設定したものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

なお、土木費の道路新設改良整備事業については、翌年度への繰越限度額を設定いたしましたが、令和5年度内に事業が完了しましたので、繰越金額は0円となっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（森 雅哉君） 日程第3、報告第2号 令和5年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題

いたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 令和5年度西邑楽土地開発公社決算についてご報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書については、去る5月28日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 大川都市整備課長。

○都市整備課長（大川智之君） 報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料、中敷きのピンク色の色紙以降にございます決算書7ページをお開きいただきたいと思います。

事業の概況報告でございますが、土地造成事業といたしまして、第三工業団地造成費等として、群馬県企業局への分割譲渡代金の支出をいたしました。また、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地4区画及び第三工業団地4区画の売却に伴う収益がございました。

ページが戻りまして、決算書の1ページをご覧くださいと思います。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が32億3,230万4,622円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、23億6,265万433円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額は0円、支出の総決算額は29億9,410万2,713円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧くださいと思います。こちらは損益計算書となり、公社の1年間の経営状況を表すものでございます。1の事業収益から2の事業原価を差し引きますと、8億7,302万7,445円の当期総利益が発生しました。この額から3の販売費及び一般管理費を差し引きますと、8億6,926万5,514円の事業利益となりました。また、事業利益に4の事業外収益を足し上げ、5の事業外費用を差し引きますと8億6,965万4,189円の当期純利益となりました。

4ページをご覧くださいと思います。こちらは貸借対照表となり、公社の資産状況を表すものでございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産の合計は14億4,381万665円で、明細に

つきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、１の固定負債の合計は1,041万3,854円でございます。

次に、資本の部でございます。１の基本金として、千代田町からの拠出金である基本財産300万円でございます。

次に、２の準備金でございますが、記載のとおり前期繰越準備金と当期純利益を合わせて14億3,039万6,811円でございます。

従いまして、資本合計は、１の基本金と２の準備金を合わせ14億3,339万6,811円となり、負債資本合計が14億4,381万665円で、資産合計と一致しております。

５ページ以降につきましては、財産目録等を添付しています。また、令和６年度予算書も添付していますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森 雅哉君） 以上で報告を終わります。

○議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第４、議案第22号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第22号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正内容といたしましては、規約第４条において規定する広域連合の処理する事務を高齢者の医療の確保に関する法律及び同法に基づく命令に基づき広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務と改め、同規約の別表第１を削るものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第5、議案第23号 千代田町債権管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第23号 千代田町債権管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町債権管理条例を令和4年4月1日より施行し、債権管理について町として統一的な処理基準に基づき対応を行っております。今後とも、これまで以上に債権管理の適正な事務処理を進めるために、条文全体にわたり確認、点検作業を行ったところ、所要の改正を行う必要が生じたため、一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、債権を適正に管理するための台帳として、電磁的記録を含めるほか、庁内の情報共有対応の方法を新たに追加するものであります。

また、公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の計算方法や利率などについても、新たに追加いたします。

徴収停止に関する債権の保全及び取立てについては、地方自治法施行令第171条の5の各号の内容のほか、新たに2つの規定を追加するものであります。

なお、今回の条例改正に伴い、千代田町税外諸収入に対する督促及び延滞金に関する条例は、規定内容などが重複するため廃止するものといたします。

詳細については税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、議案第23号 千代田町債権管理条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、千代田町債権管理条例を令和4年4月1日より施行し、債権管理について町として統一的な処理基準に基づき対応を行っております。これまで同条例に基づき、2年以上にわたり町の債権管理に関する事務処理を進めてまいりましたが、より一層本町の実情に合わせた債権運用が進められるように、条文全体にわたり確認、点検作業を行ったところ、所要の改正を行う必要が生じたため一部改正を行うものでございます。

お手元に議案第23号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。最初に、第2条として、当該条例における用語の定義の新設となります。新たに第2号として、町税の用語の意義として、町の債権のうち地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権をいうと規定します。これは条文の中で度々町税という文言が出てまいりますので、ここで明確に規定をするものでございます。

次に、1ページの下段から2ページに続きますが、第5条の台帳の整備に関する改正でございます。こちらは、債権管理台帳の整備に関して、紙媒体だけではなく、パソコンなどによる台帳作成での電磁的記録を含むことを明確に条文規定するもので、昨今のペーパーレス化を推進し、債権管理に関する記録整備の更新作業や保存管理の効率化などを進めていくためのものです。

また、第5条の2、庁内情報共有を新たに規定いたします。町の債権管理を適切に進めるためには、滞納者の所在や資力に関する情報を的確に把握し、公平で公正な管理業務を行うことが重要であり、各種法令等に抵触しない範囲内で滞納者に関する情報を役場庁内の各債権所管課局間で共有することにより、合理的、能率的に管理業務を進めることができます。特に複数の債権を滞納している重複滞納者の方については、町といたしましても統一的かつ効率的な対応を行うことができるものと考えておりますが、その情報共有に当たっては、滞納者の個人情報保護に配慮し、慎重に取り扱わなければならないと認識しております。そこで、現行の千代田町債権管理条例の運用に関して、債務者に関する情報共有について個人情報の保護に関する法律及び千代田町個人情報保護法施行条例等の規定に基づき、収集、利用及び提供を可能とする取扱いを適切に進めていくために明確に規定を行うものとなります。

なお、徴税所管課が官公署等への協力要請や質問権を行使し取得した徴税情報については、当該職員が地方税法第22条の規定に基づく守秘義務を負っているため、徴税情報については非強制徴収公債権及び私債権への利用並びに提供はできないものと考えてございます。

次に、第6条の督促として新たに第2項を規定し、公債権の督促手数料を町税による例とするものといたします。

第6条の2、延滞金等について、2ページから3ページにかけてでございますが、第1項では、公債権による督促を行った場合において、督促金額が2,000円以上であるときは当該金額に履行期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて加算徴収を規定したもので、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は7.3%、その後1月を超えて納入する日までについては14.6%を加算するものでございます。

第3項については、やむを得ない事由があると認める場合には延滞金等を減額または免除する規定を設けております。

続いて、第6条の3、遅延損害金等について、第1項については、私債権による督促した場合において遅延損害金について約定がないときは当該金額に履行期限の翌日から履行日までの期間の日数に応じて民法第404条に基づく割合を加算する規定となり、第2項では、私債権による約定による割合を定めるときは同様に民法第404条に規定する割合とするものでございます。

なお、民法第404条では、令和2年4月1日から法定利率は年3%とすることになっておりますが、法定利率は3年ごとに見直しをすることとされており、現行の割合は令和8年3月31日までとしておりますので、それ以降の法定利率は3%から変動となる可能性もあります。

また、第3項は、遅延損害金が100円未満であるときは切り捨て処理を行うものでございます。

4ページの最上段になりますが、第5項では、やむを得ない事情があるときは遅延損害金等減額または免除することができるものです。

第11条、徴収停止については、規定の内容を一部拡張する内容となるものです。現行では地方自治法施行令第171条の5の各号の内容を列記しておりますが、改正条文では、従来の内容に関する表現と内容は同一ですが、地方自治法施行令の参照条文に表記の変更を行うとともに、新たに2つの条件を追加し、本町の地域実情に即した徴収停止の運用を適切に進めていくものでございます。

4ページから5ページに続きますが、第14条、放棄については、非強制徴収債権について、第1項では債権放棄を行う条件として、債務者本人だけでなく、債務者本人とともに債務を負担すべき者やその他弁済責任を負う者も含めて債権放棄条件に該当しないときは放棄をすることができないことを明確に規定するものです。

第6号では、相続人全員の相続放棄または相続人が存在しない場合の条件を新たに追加し、第7号では強制徴収する財産も不明であることを条件に追加するのだとして、より厳格な内容に改定するものでございます。

最後に、改め文にお戻りいただき、附則以降をご覧いただきたいと思います。第2項では、今回の条例改正により千代田町税外諸収入に対する督促及び延滞金に関する条例に係る規定内容が重複いたしますことから廃止をします。

最後に、第4項では、延滞金の割合等の特例を定めるものですが、第6条の2第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び7.3%の割合に関しては、租税特別措置法第93条第2項の規定による告示

により、各年の延滞金の割合を適用するものとなります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、柿沼議員。

[10番（柿沼英己君）登壇]

○10番（柿沼英己君） 2点ばかり質問いたします。

1点目は、強制執行ということなのですけれども、強制執行する基準というのがあるのかどうか。例えば何百万円以上とか、そういった基準があるのかどうか、お伺いします。

もう一点、徴収停止のところの2番なのですが、債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるということで、その基準ですか、執行停止する基準、このことについて2点ばかり、基準があるのかどうか、お聞きします。

○議長（森 雅哉君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

初めに、強制執行する基準はあるかというようなご質問でございます。強制執行については、こちらに記載のあるとおりなのですけれども、債務者の方が滞納した場合に、それぞれ生活実態や財産調査、そういったもろもろの状況を把握することになるのですけれども、その上で納付相談などを行っても、十分理解の得られる説明をいただけないとか、対応していただけないといった場合には、財産等がある範囲内で強制執行という形になりますけれども、基本的には幾らが強制執行で、幾らが強制執行ではないという基準は特にありませんけれども、滞納者のこれまでの相談履歴や納付状況、納付誓約、そういった状況、それから財産の状況、預貯金があるのか。あるいは給与所得者の方であれば、どのくらい1か月収入があるのかとか、そういったものを判断しながら最終的に決めていくような形になります。

また、徴収停止の話だと思うのですけれども、債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときという形で、こちらについては、徴収停止の基準というのは地方自治法施行令に定められておりまして、第171条の5というところにあります。徴収停止の基準については、「普通地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」という形で、3つ規定されております。

この新旧対照表の改正条文の地方自治法施行令第171条の5の各号というのが、右側の（1）、（2）（3）と書いてあるところの内容になっておりますので、この条件に当てはまったときには徴収停止ということに原則としてなっております。そのほか町として新たに左側の（1）、（2）を追加するという形で、全部で5つの条件に当てはまるときに徴収停止を行うという形で、滞納されている方につ

いては、この地方自治法施行令第171条の5の3つの条文規定だけでは、千代田町の実情に一部合わないところもありますので、より適切な事務対応を図るために新たな2つの規定を設けさせていただいたものとなっております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 10番、柿沼議員。

○10番（柿沼英己君） 強制執行基準については説明のとおりなのですが、もう少し明文化した形で、その基準というのを明文化することによって徴収するほうも堂々と徴収できると思うので、基準というのをもっと具体的に今後は明文化できるようにしたほうがいいと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど課長のほうからお話があったように、金額等々で設定いたしますと、例えばの話ですけれども、10万円滞納している方がいる。200万滞納している方がいる。でも、10万円滞納している方も、窓口相談に来まして、資金がちょっとないと。ですから、これを月幾ら納めますよと、このような相談。例えば200万滞納している方が相談窓口にも何も来ない。この場合は、我々のほうからも督促を促したり、そのようなことを再三やっております。それについては、段階を踏みながら強制執行という形になっているわけですけれども、これを明文化するというのがなかなか、金額の云々でなくて、相手の方のいろんな条件とか、その方の生活もあるわけですから、その辺なかなか厳しい部分もあるのかなと、こう考えているわけです。その辺を、ほかの自治体も含めた中で、よく県、国のほうとも相談をしながら、その辺を明文化していいものか、しないほうがいいのか、その辺はよく、これから今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 千代田町債権管理条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第6、議案第24号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第24号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,074万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,316万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、人事異動に伴う国庫補助金の減額や、事業費追加等により国、県補助金を追加いたします。

歳出では、議員定数削減による報酬の減額や、職員の人事異動に伴う人件費の整理を行います。

民生費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として繰出金を追加いたします。

衛生費では、1か月児健康診査を始めるに当たり委託料を追加し、環境衛生事業では、合併浄化槽への転換が例年になく進んでいることから、浄化槽設置事業費補助金を追加いたします。

教育費では、事務局費に中学校建て替えに向けての技術審査業務として委託料を追加し、図書館費では排煙窓の修繕料を追加いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 荻野総務課長。

○総務課長（荻野俊行君） それでは、議案第24号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1条につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度補助金では119万2,000円を減額いたします。これは、マイナンバー制度に係る職員の人事異動により人件費を減額するものでございます。

2節デジタル田園都市国家構想推進交付金1,867万1,000円、これは当初予算計上いたしました防犯

カメラ設置事業やラインを活用した住民サービスデジタル化事業の交付金として交付決定額が確定いたしましたので、追加するものでございます。

3目衛生費国庫補助金では、2節母子保健衛生費国庫補助金13万円。これは歳出にもございますが、1か月児健康診査に係る経費の2分の1を国庫補助金として追加するものでございます。

3節合併浄化槽設置整備事業費補助金225万円、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節の合併浄化槽設置整備事業費補助金88万5,000円。これは合併浄化槽への転換が例年になく多いことから、国、県の補助金について追加するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。次に、歳出につきましてご説明いたします。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の補正を行っております。これは人事異動に伴う精査等を行ったことで、全体的な補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の主なものにつきまして、右側説明欄を基にご説明いたします。初めに、1款議会費、1項議会費、1目議会費の2つ目の丸、議会運営事業では、議員定数削減による報酬費等の減額をするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、基金積立金の義務教育施設改築基金積立金を800万円減額いたします。これは、この後の教育費にあります中学校建て替えに向けた技術審査業務の委託料に充当するものでございます。

5目企画費では、2つ目の丸の一般経費のうち、備品購入費50万9,000円を追加いたします。これは、会議用のパーティションを購入するものでございます。

次に、ページが飛びまして、16ページ、17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費では、介護保険特別会計繰出金の職員給与費繰出金を20万4,000円減額し、介護報酬改定に伴うシステム改修費として事務費繰出金を178万1,000円追加するものでございます。

おめくりいただきまして、次の18ページ、19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費の母子保健事業では、歳入の説明にありました1か月児健康診査費用として業務委託費を23万8,000円、助成金として2万8,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。4目環境衛生費、環境衛生事業では、歳入時に説明したとおり、合併浄化槽への転換が進んでいることから、浄化槽設置事業費補助金445万1,000円を追加するものでございます。

ページが飛びまして、26ページ、27ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の2つ目の丸印の一般経費内の下段、業務委託料825万円は、義務教育施設改築基金積立金で説明いたしましたとおり、中学校建て替えに向けた手法の提案や補助金活用など、技術審査業務の委託料を追加するものでございます。

次のページ、28ページ、29ページをお願いいたします。下段の4項教育費、4目図書館費ですが、ページを1枚おめくりいただきまして、中ほどの図書館施設管理事業の修繕料87万9,000円ですが、

これは図書館南側の排煙窓が開閉できなくなったため修繕を行うものと、日差し除けのガラスフィルムを貼る費用を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。最後に、14款予備費、1項予備費、1目予備費を1,363万4,000円追加し、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次のページ以降は給与費明細書を添付させていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷議員。

[9番（大谷純一君）登壇]

○9番（大谷純一君） 27ページの教育総務費の業務委託料825万円についてお尋ねしますが、ただいま総務課長から補助金云々かんぬんというご説明があったのですが、現状、中学校の建て替えについては、中学校単体で建て替えるのか、あるいは小中学一貫校を目指した建て替えなのか。小中一貫にしても、ワンプラスツーなのか、ワンプラスワンなのか、いろいろバージョンがあると思うのですが、それがまだ議会にも町民にもご提示されていない中で、補助金云々かんぬんというのは、例えば中学校単体の場合の補助金はどうなるかと、あるいは小中一貫校にした場合の補助金はどうなるか、いろんなバージョンを考えた上での業務委託費なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

この業務委託費につきまして、説明の中で補助金等々の精査という話があった中でのご質問かと思っておりますけれども、現状、中学校の建て替えというのは急務である。そんな中で、小中一貫校などの可能性も含めて検討する必要がある時期にあると思います。しかしながら、本町では建築系の技術職員がおりませんので、中学校建て替えに向けた手法や工事設計業務等の発注、補助制度の精査などということで業務委託を考えている次第でございます。

その中で、先ほどお話のありましたとおり、中学校の単体なのか、あるいは小中一貫校でというお話の中で、補助メニューが多岐にわたっております。この補助メニューにつきましても、文部科学省のものであったりとか、あと環境省、国土交通省等々のいろんなメニューがございます。そういった部分で、委託する業者といたしましては、ちょっとここでご報告させていただきますけれども、委託先につきましては、総合保健福祉センターを建築した際に、その手法を参考にさせていただいて、そのときと同様に専門的な知見を有しまして、県内自治体の校舎の建て替えですとか、学校の統合のノウハウを有しております公益財団法人群馬県建設技術センターへ委託したいと考えております。

そういった中で、近々皆様にもアンケートの方向性ですとか、そういった部分をご報告、相談させ

ていただきたいと思っておりますけれども、ある意味、同時進行で建て替えの議論、あるいは一貫校の検討も含めて、そういった部分で補助金、交付金の同時進行の確認をするため、こちらのほう予算を追加させていただくものです。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 端的に述べますと、コンサルタント料というふうに捉えていただければいいのかなと。コンサルタント料というのは、例えばこれから補助金事業にしても、これからどういうふうに造っていくかということも含めた中で、白紙状態ですと、議員さんに何のお示しすることもできないのです。ですので、ある一定の資料とか、図面とか、その辺をお示しして、これから議員さんとも議論、さらには町民の皆さん、保護者の皆さん、児童の皆さんも含めた中で、これからそれを検討していく資料としてアンケートも取らなくてはならない。どこがベストなのだろうか。小中一貫校がベストか、単体がベストか。3・3・3制でいくか、6・3制でいくか、この辺も含めて議論をする前段で、それを我々、今、教育委員会でも一生懸命やっているのですけれども、なかなかこれが一生懸命やっている中でも、人手の関係もありますので、プロフェッショナルもそうはいない。建築に関することですから。ですので、皆さんもご存じのように、複合施設、保健センターと総合福祉センターと、これを数年前、4年前ですか、やったのと同じようにコンサルタント。設計は設計ですから、これはまだ全然そこまで、発注するまでのあれにはいっていないわけですから、皆さんとそこをたたき台にする前段として、その資料をいろいろお示ししたいということで、今、これで委託料ということで830万円ですか、これを盛らせていただいております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） そのコンサルタント料というか、それについては私は全然異議がないのですが、例えば、まだ方向性というのが、建て替えるというだけで、どう建て替えるかというのが議論されている途中なのです。そこで、例えば中学校単体でいくのであれば、現存の中学校のその古い校舎を壊す。壊すというか、壊す前に中学生がどこで勉強するかということも議論しなくてはならないですし、単体でいくのであれば、人口の動態、増えるのか、減るのか、教室は幾つ要するのかということで、単体なりの設計をしなくてはならないです。もし小中一貫校でいくとなれば、その組合せで、中学校1、小学校2でいくのか、あるいは中学校1、小学校1でいくのか、いろんな組合せのパターンがありますけれども、それを考えた上で、既存の敷地では無理だというのであれば、新たに用地を確保するなり、用地取得費なりも今度かかってきますし、そこで中学校と小学校、今度一緒にするといえ、当然建物自体も大きなものになってくるでしょうから、それはいろいろなバージョンに応じて、こういうパターンだったらこういう補助金が見られるとか、あるいは単体であれば、これだけの建物が必

要で、何十億だか、かかるとかというバージョンをいろいろ考えた上でお示しいただけるということ
でよろしいのでしょうか。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

いろいろなパターンがある、バージョンがあるという中で、そういったことも含めまして精査して
いければと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、大谷議員が述べたように、どれがベストかというのをこれから決めてい
こうと思っています。それには、我々目線でなくて、議員目線でもなくて、どこの目線だと。活用す
るのは町民、保護者、児童生徒ですから、どれがベストかというのをまずアンケートを取らなくては
ならないのかなと。さらには、どこがベストの場所かと。これも含めた中で、先ほど述べたように小
中一貫校にする場合は、それなりの面積も必要だと。単体でいく場合は、もう少し縮小の面積でよろ
しいかと。その辺も含めた中で、議論する前段として、その辺、白紙ですと、口頭で言ったのですと、
議論のたたき台ありませんので、それを示すために、今、教育委員会と、この委託の826万ですか、
これを含めた中でいろいろ資料を作成したり、調査を行ったりやっている段階であります。

ですので、まだまだ白紙状態ですから、それを今から4年、5年後には開校したいという目標を我
々も持っていますので、その辺をこれから議会と議論をしながら、議会の承認をもらいながら行って
いければと、こう考えています。将来を見据えていくと、どれがベストかということも含めて。我々
が活用するわけではありません。保護者、児童生徒が活用するわけですから、その方たちもちろん
アンケート取ります。町民の代表の方にもアンケートを取る。そうするといろんな意見が出てくると
思うのです。そのいろんな意見を総合的にまとめなくてはならない。少数の意見もちろん必要、反
対の意見も必要。それをまとめるのが我々執行部と議員の役目だと私は思っていますので、その段階
の前段の段階で、委託料ということで理解していただければよろしいかなと思っています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） 9番、大谷議員。

○9番（大谷純一君） 確かに、まずはこれから小学校や、中学校は間に合わないですけれども、こ
れから上がるであろう保護者なり子供たちなりの意見を聞いて、何が便利か。一貫校にするのであれ
ば、送迎の問題も、年間の固定費になるわけですから、それも慎重に考えなくてはいけないと思う
のですが、いろいろ案がある中でバージョンを考えて、建設技術ですか、委託してというの、それは
別にそれはそれで結構なのですけれども、本来ならば、もうアンケートなり調査なり、車座なりの地
区懇ではないけれども、そういうのを踏まえた上で、方向性が決まってからこういう建物にしたいの

だというのが本当はお金がかからないような気がするのですが、二通り、今の考えでも、私はそれ構わないと思うのですけれども、本来、筋であれば、方向性が決まってから、こういう建物にしていく、例えば単体でいくのか、小中一貫校でいくか、決まった上で建物の設計なりをしたほうが、それ一本でいけるので、そのほうがお金がかからないと思うのですが、もしご意見があれば、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（森 雅哉君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

今後の進め方につきましては、あくまでも委託予定しております群馬県建設技術センターにつきましては、設計業務等は民間の仕事の部分を圧迫してしまうということで、その前段の精査といいますか、そういった部分にお力を借りられればと思っておりますので、それに基づいて連携を図りながら、皆様のご意見を聞きながら進めさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、畑中議員。

[1 番（畑中弘司君）登壇]

○1 番（畑中弘司君） すみません。歳出の10ページ、11ページを見させていただいたのですが、先ほど総務課長のほうから議会運営費の削減についてのご説明がございました。これは定数が12名から11名に減ったということで議会運営費が削減となりました。ですが、このように大きな金額が削減されることでありますから、12名から11名に議員が変わったということで、もしかしたら、この先、議会の活動が低下したりして町政に影響があったり、そんなことがもしかすると懸念されると思います。この辺について、議会定数が11名になったことに対して、町長はどのように思っておるのか、ご質問させていただきます。

○議長（森 雅哉君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 定数12名が11名になったわけですが、畑中議員も当時のことは議会内で多分いろいろお話は聞いていると思うのですけれども、3か月余りですか。今までの流れからいたしまして、定数削減であろうが、現状維持であろうが、私は別にそこは議会で決めることですから、どちらでもよろしいのかとは思っています。ただ、流れとしてちょっとお話しさせていただきます。

流れとすれば、今まで区長会のほうから、私が就任してから、就任する前も含めてですけれども、多分3回ぐらいあったかなと思うのです。数字はちょっとあれですけれども、3回ぐらい、定数削減のお話があって、全部否決してきていました。その中で、おととしのときに、私の給料、議員さんの報酬金も含めて、改正しようというお話がありました。それを昨年の、たしか3月の議会までということで、いろいろ審議会を開きながら、私の報酬金を元に戻すという案と議員の定数と報酬金、こ

れを、たしか4万円でしたか、それを上げてくださいと。審議会というのが設置されました。その中で、3回でしたか、審議会を設置いたしまして、その結果、議会の4万円が2万円になりました。そんな中で3月に結論が出ました。定数削減のほうも定数削減しないということで、賛成多数でそのようなことでずっと来ました。

ところが、私の記憶ですと、たしか去年の9月、議長の交代劇のときに、前議長が、理由はよく分かりませんが、交代したわけです。そのときに、たしか9月の議会だったと思うのです。その前の一昨年、12月の議会で、ある議員が動議を出したのです。動議を出して、たしか定数削減の動議を出した記憶があります。最終日だったと思うのです。最終日に動議を出すというのは、継続審議にしないでほしいと思うのです。皆さんご存じだと思うのです。あれを議案で出していれば、事前に議案で出していれば継続審議はしなくても済むわけです。その流れの中でずっと来まして、今年の2月の臨時議会ですか、開かれまして、3月の、たしか5日が最終日だったわけです。そのときに令和6年度の予算を審議をしていただいた採決の場面が来た。最後に、私の記憶ですと、継続審議がありますから、その中で、2月の臨時議会の議案の中で、継続審議ですから、議員の定数削減ということで、そのときにある議員が、この場において、12月出した方ですけれども、その議員さんが、私は定数削減に賛成ですということで、この場で訴えたわけです。賛否両論取って、たしか賛成多数で定数削減に至ったのが現実かなと、こう思っています。議会の施行される協議会、町長選施行される前だったのです。

そのときに何がどういうふうになったか、その案を出したその方に聞いてもらえれば一番よく分かるのですけれども、本人はよく、勉強不足なのでしょうね。私が言うのもあれですけれども、多分分かっていないのです。動議を出した。ましてや、その方は3月のときに、去年の3月に反対している方です。なぜ出したのかなと、私もいろいろ考えました。皆さんもご存じのように、新人議員2名はいなかったと思うのですけれども、たしか去年の9月のときに議長を決めるとき、この場において、誰も議長が決まっていなかったのだと思うのです、当時は。この人だろうというのはあったのだと思うのです。その方がこの席に座りながら、この場で、我々暫時休憩で、執行部はみんな退席しました。ところが、その議長になるべき人が、この場において、暫時休憩で、議員も別部屋でやるのでなくて、この場でやるわけです。そうしますと、録音、録画されています。そのときに言ったのが、私は見ていませんけれども、伺ったことによると、2つのこと言っていると思うのです。定数削減を、私が議長になった以上はやらないのだということが1つと、もう一つは、議員の報酬金、4万円を2万円にされて悔しくないかと。この2つは、たしか私はそのような記憶があります。それが去年の9月ですから、それに伴って、ある議員が12月に出してきたのだと思うのです、提案を。動議を出して、出してきたと。その流れでずっと来たのだと思うのです。これは私の見解ですから。最終的にはそのようなことで、賛成多数でなったということなのです。

私も、令和6年度の予算で500万ちょっとの数字が減額になるわけです。非常に悔しいと思うので

す、私は。なぜそのようなことに至ったのかということは、今、大まかなお話はしましたけれども、そのようなことが原因で、私はこのようなことになってきたのかなと思っています。ましてや、皆さんの今回行われたリーフレットも全部私は見させていただきました。定数削減というのは1人だけです。リーフレットの一番上に定数削減と書いてあった方が1人だけです。あとは誰も書いていませんよね。そのようなことを考えていきますと、何がどういうふうになって、どうなったか、私には理解できません。

ですので、昨年の12月、定数削減の動議を上げた段階で、私は大きな間違いだと思っています。誰にどうされて、どうなったのか、私はそれが原因で、それは継続審議ですから、その場で定数が可決された。削減について可決された。このような流れかなと思っています。

ですので、今回はもう削減されたことですから、五百数十万の、500万強のこの金額が削減されたことは、ゆゆしき問題かなと私は思っています。ですので、これからの議会で定数を増やすのか、減らすのか、その辺も議会内で審議をしながら、ちゃんと法令遵守にのっとりながらやっていただければよろしいのかなというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

3番、金子議員。

[3番（金子浩二君）登壇]

○3番（金子浩二君） 予算書の21ページの浄化槽設置事業の補助金についてなのですが、先ほどから、増加しているので、補助金の補正になっているという説明だったのですが、これ、どのくらい増加しているのか。

あと、この要因です。浄化槽の場合は下水道が入っている地域以外のところだと思うのですが、そこで家が結構建っているのか。それか、今までくみ取り式の浄化槽に替えているところが多いのか。このタイミング。今まで毎年、何件、何件と来ているところで、このタイミングでこれだけ増えるというのは、どんな要因が考えられるのか。分かる範囲でお願いします。

○議長（森 雅哉君） 高田住民生活課長。

○住民生活課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

このたび浄化槽の設置が増加しました要因といたしましては、通常新築する際に浄化槽を設置するわけでございますが、そのほかに転換といいまして、築年数が経っているお宅のくみ取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽に入替え工事をする場合もございます。そうした工事が昨年度までは大体4基ぐらいで推移しているのですが、今年度につきましては、既に申請が14件ということで増加しております。その増加しました要因につきましては、転換をする事業者が町内で営業活動を行ったことによりまして増加したものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（森 雅哉君） 3番、金子議員。

○3番（金子浩二君） 私もちよっと聞いたのですが、佐野のほうの業者がいろいろ営業活動して、浄化槽の設置について営業していたと聞いたことがあります。そうすると、浄化槽とトイレの改修なので、リフォーム補助金というのですか、リフォームするのには、こっちは別に影響、浄化槽だけではなくてトイレのほうもきれいにするリフォームする補助金も補正は、そっちは関係ないでしょうか。一緒のような気がするのですけれども。

○議長（森 雅哉君） 大谷産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（大谷英希君） ご質問にお答えいたします。

リフォーム補助金の関係については、他の補助に該当するものについては該当しないという取扱いになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 雅哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 令和6年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第7、議案第25号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第25号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,671万4,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修に要する経費に対する国庫補助金及び人事異動に伴う職員給与費等繰入金を追加いたします。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費の職員人件費を164万5,000円追加するほか、一般経費ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修に要する経費363万円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 令和6年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 雅哉君） 日程第8、議案第26号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第26号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,863万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、職員人件費の見直し及びシステム改修費用として、7款繰入金を追加するものであります。

また、歳出については、1款の総務費及び4款の地域支援事業費について、職員人件費を追加または減額するほか、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る電算業務委託料を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 雅哉君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和6年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（森 雅哉君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○次会日程の報告

○議長（森 雅哉君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから6日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、6日まで休会といたします。

なお、明日5日水曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会を、それぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（森 雅哉君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時18分）

令和6年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年6月7日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1 番	畑 中 弘 司 君	2 番	茂 木 琴 絵 君
3 番	金 子 浩 二 君	4 番	橋 本 博 之 君
5 番	原 口 剛 君	6 番	大 澤 成 樹 君
7 番	酒 巻 広 明 君	8 番	橋 本 和 之 君
9 番	大 谷 純 一 君	10 番	柿 沼 英 己 君
11 番	森 雅 哉 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	宗 川 正 樹 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	荻 野 俊 行 君
総合政策課長	須 永 洋 子 君
会計管理者兼 税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民生活課長	高 田 充 之 君
保健福祉課長	久 保 田 新 一 君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	大 谷 英 希 君
建設下水道課長	坂 部 三 男 君

都市整備課長

大 川 智 之 君

教育委員会
教務局長

森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

下 山 智 徳

書 記

池 上 大 貴

書 記

鈴 木 貴 士

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（森 雅哉君） おはようございます。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（森 雅哉君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 雅哉君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（森 雅哉君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、改めましておはようございます。令和6年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月3日から本日までの5日間にわたり、専決処分事項の承認や補正予算など、ご提案申し上げました全ての案件につきまして、原案どおりご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、3名の議員による一般質問では、リトリート、報償金、選挙に関することや、外国人の移住、公共交通について、幅広い分野で活発に議論することができました。さらには、休会中に開催された各常任委員会においてご意見やご指摘などにつきましては、今後の行政運営に十分心して努めてまいります。

さて、今定例会初日の6月3日の午前6時30分ごろ、石川県能登地方において、最大震度5強を観測する地震が発生いたしました。本町においては、1月の石川県能登半島地震、3月の茨城県南部地震、先ほど申し上げました6月の地震と、二、三か月に1回程度で緊急地震速報を受信しておりますので、引き続き気を抜くことなく地震に備えてください。

先日、町の自主防災組織の総会におきまして、役員の皆様へ自助である自分の命は自分で守ることをお話しいたしました。東日本大震災などの大規模災害において、公助の限界が明確となったことで、自助や、隣近所や地域の人たちと協力して助け合う共助によるソフトパワーの重要性を浸透させるため、引き続き住民の皆様へお願いをしてまいりたいと存じます。

また、6月から9月までは、出水期となり、ゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨、台風が発生しやすい季節となります。今年は例年に比べて台風の発生が遅い状況にあります。先日、台風1号が本州付近を通過しておりますので、引き続き気象情報を注視していく必要があります。

なお、町広報紙5月号の配達日に合わせ、行政区長さんを通じまして防災ハザードマップを配布させていただきました。災害の想定状況や避難場所など、災害時に備えるためご活用ください。

議員各位におかれましても、新たな体制がスタートし、協議会、災害対応要綱に基づきまして災害時に備えていただくとともに、有事の際にはご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

我々の使命であります町民の生命と財産を守ることを再度職員と共に胸に刻み、日々努めてまいりたいと存じます。

ご存じのとおり、町広報紙6月号に掲載いたしました。ファミリー・サポート・センター事業、通称ファミサポ事業がスタートしております。子供は地域の宝、社会の宝であり、子供を育てることは、日本の未来を支える人材を育てることでもあります。今後も子供たちを安心して育てられる町を目指してまいりますので、議員各位におかれましてもぜひともサポート会員としてご登録いただき、地域で子育てを助け合う活動にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

マスメディアを通じて、ご承知のとおり6月5日、厚生労働省が発表した2023年の人口動態統計において合計特殊出生率が1.20と8年連続で低下し、過去最低を更新しております。群馬県においては、全国平均を若干上回る1.25でありましたが、ほぼ全国平均と変わらない状況にあります。

少子化になった要因は様々あるわけですが、将来の不安や価値観の変化などから、結婚や出産に対する考え方が変化し、ほかにも低賃金や非正規などの若い世代の雇用環境の改善、日本は世界に比べますと長時間労働を前提とした働き方など、改革しなくてはならないことが多々あるかと思っております。これは公的機関だけの問題ではなく、民間企業なども含め日本全体でどうにかしていかなければなりません。

本町においても、少子高齢化対策だけでなく、災害の激甚化に伴う防災対策、利根川新橋の早期着工、架橋等、アクセス道路、空き家対策、半世紀前に建てた教育の核となる学校現場の在り方、建て替え、課題は山積しております。町民の意見を受け止め、将来を見据え、総合的に判断していかなくてはなりません。

以前もお話ししたように、政治とは個人の意見でなく統治であります。町のグランドデザインを描きながら総合的に判断をし、治めることであると思っております。引き続き我々にできることを模索しながら町民目線で山積する課題に立ち向かい、課題解決の先にある町民の幸福度の向上と魅力と活

気のある町を目指して全力を尽くしてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位には、これから梅雨を迎え、暑い季節となりますので、体調管理には十分ご留意いただき、今後の議員活動にお励みくださいますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（森 雅哉君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日から本日まで5日間にわたり、令和6年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

今定例会においては、3名の議員による一般質問と町長提案の承認、報告、条例改正、補正予算など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。

さて、国では、令和5年11月2日に閣議決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業が実施されております。

本町におきましても、本交付金を活用した各種事業の補正予算が専決処分事項として承認されました。定額減税給付事業、物価高騰対応給付金給付事業、プレミアム付商品券事業などの関連事業について、その効果を町民が実感として感じられるよう早期に実施されることを願うものであります。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たりご協力いただきました町当局に対しまして、心から感謝申し上げます。これから梅雨の時期に入り、梅雨が明けますと暑い日が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、令和6年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時11分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和6年 月 日

千代田町議会議長 森 雅 哉

①署名議員 原 口 剛

②署名議員 大 澤 成 樹